

## 笑顔が踊るこくしま歯と口腔の健康づくり推進条例

歯と口腔の健康は、乳幼児期等においては健全な成長を促進するための大切な要素であり、高齢期等においては健康な生活を送るための基礎となるほか、糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防にもつながることから、全身の健康の源である。

このため、県においては、関係機関と連携し、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた歯科保健に関する事業に取り組んできたところである。

また、今後においては、少子高齢化が進む本県では、県民が生涯にわたり生き生きと暮らしていく上で、健康な歯と口腔を保つことはますます重要になり、特に、妊娠期及び乳幼児期等の歯科保健対策、歯周病対策並びに地域連携の推進等に重点的に取り組む必要がある。

こうした認識の下、県民の歯と口腔の健康づくりに取り組む機運を一層醸成することともに、人口十万人当たりの歯科医師の数、医師の数などが全国における順位で上位を占める本県の豊富な人材を生かし、行政や関係機関が一体となつた体制を整備し、歯と口腔の健康づくりを推進するため、この条例を制定する。

### (目的)

**第一条** この条例は、歯と口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病に関する対策をはじめとする全身の健康の保持増進に果たす役割の重要性に鑑み、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに歯科医師等、保健医療等業務従事者、事業者、医療保険者及び県民の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めるることにより、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第一条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 歯と口腔の健康づくり 歯科疾患の予防等により歯と口腔の健康を保持し、若しくは増進し、又はそれらの機能を維持し、若しくは向上させることをいう。
- 二 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- 三 保健医療等業務従事者 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の歯と口腔の健康づくりに関連する分野に係る業務に従事する者をいい、歯科医師等を除く。
- 四 医療保険者 介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。

### (基本理念)

**第三条** 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 県民一人一人が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むため、歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 県内の全ての地域において、全ての県民が、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの

時期において、適切かつ効果的な検診（健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。）  
・保健指導、治療等の歯と口腔の保健医療サービス（以下「歯科保健医療サービス」  
といふ。）を受けることができる環境の整備を推進すること。

三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連する分野の施策との連携を図  
りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。  
(県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口  
腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を  
有する。

(市町村との連携)

**第五条** 県は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するに当た  
つては、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）の趣旨を踏  
まえながら、市町村との連携に努めるものとする。

(歯科医師等及び保健医療等業務従事者の役割)

**第六条** 歯科医師等は、基本理念に鑑み、保健医療等業務従事者との連携を図ることによ  
り、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するとともに、県や市町村が実施する  
歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 保健医療等業務従事者は、基本理念に鑑み、歯科医師等との連携及び相互の連携を図  
りながら、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

(事業者及び医療保険者の役割)

**第七条** 事業者は、基本理念に鑑み、県内の事業所で雇用する従業員の歯科に係る検診及  
び歯科保健指導を受ける機会の確保その他歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進  
するよう努めるものとする。

2 医療保険者は、基本理念に鑑み、被保険者の歯科に係る検診及び歯科保健指導を受け  
る機会の確保その他歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものと  
する。

(県民の役割)

**第八条** 県民は、歯と口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすこと  
を認識し、生涯にわたる自らの歯と口腔の健康づくりのために、できる限り次に掲げ  
る事項に取り組むものとする。

- 一 歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めること。
- 二 県、市町村、歯科医師等、事業者及び医療保険者が行う歯と口腔の健康づくりに關  
する取組に積極的に参加するとともに、歯科医師等の支援等を受けることにより、歯  
と口腔の健康づくりに取り組むこと。

(基本計画)

**第九条** 知事は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進す  
るため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を  
定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 歯と口腔の健康づくりに関する基本的な方針

一一 歯と口腔の健康づくりに関する目標

一二 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

5 知事は、基本計画に基づいて実施する第十二条の施策の進捗状況及び関係機関の意見を踏まえて、おおむね五年ごとに、基本計画の見直しを行うものとする。

#### (調査)

第十条 知事は、歯と口腔の健康づくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、定期的に県民の歯科疾患等の調査を行うものとする。

#### (施策の実施)

第十一条 県は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

一 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに普及啓発に関すること。

二 県民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの促進に関すること。

三 市町村、歯科医師等、保健医療等業務従事者、事業者及び医療保険者との連携を図り、地域の特性に配慮しながら、乳幼児等に係る医療費の助成制度を活用した乳幼児等に係る歯科保健医療サービスその他の乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に適した歯科保健医療サービスに取り組むこと。

四 科学的根拠に基づく歯科疾患の予防対策等の支援に関すること。

五 歯科医師等の資質の向上に関すること。

六 歯周病予防及び糖尿病予防に対する県民の関心及び理解を深めることによる歯周病予防対策の推進に関すること。

七 障害者、介護を必要とする高齢者、入院患者、中山間地域に居住している者、被災者その他の者であつて歯科医療又は定期的に歯科に係る検診を受けることが困難なものについての歯科医師等及び保健医療等業務従事者との連携の強化による歯科医療又は定期的に歯科に係る検診を受けることのできる体制づくりの支援に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に関し必要な施策

#### (財政上の措置等)

第十二条 県は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置、人材の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

歯と口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病に関する対策をはじめとする全身の健康の保持増進に果たす役割の重要性に鑑み、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに歯科医師等、保健医療等業務従事者、事業者、医療保険者及び県

民の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 徳島県大規模災害被災者等支援基金条例

### (設置)

**第一条** 東日本大震災その他の大規模災害による被災者で県内に避難したもの等に対する支援を行う事業に要する経費に充てるため、徳島県大規模災害被災者等支援基金（以下「基金」といふ。）を設置する。

### (積立額)

**第二条** 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

### (管理)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

**第四条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

**第五条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

**第六条** 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

### (委任)

**第七条** この条例に定めるものほか、基金の管理に関する必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 提案理由

東日本大震災その他の大規模災害による被災者で県内に避難したもの等に対する支援を行う事業に要する経費に充てるため、徳島県大規模災害被災者等支援基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## じくしま文化の日を定める条例

### (趣旨)

第一条 県民の文化に対する関心と理解を深め、本県の優れた伝統を継承するとともに個性豊かな文化を創造し、本県の文化の振興に資するため、じくしま文化の日を設ける。  
(じくしま文化の日)

第二条 じくしま文化の日は、十一月の第一日曜日とする。  
(じくしま文化推進期間)

第三条 じくしま文化の日の趣旨にやさわしい取組を行う期間として、十一月三日から同月の第三日曜日までをじくしま文化推進期間とする。  
(県の取組)

第四条 県は、じくしま文化推進期間には、広く県民にじくしま文化の日の趣旨を普及させ、県民による文化の振興に関する主体的な取組を促進するなど、じくしま文化の日の趣旨にやさわしい取組を行うものとする。

(市町村及び民間団体への協力)

第五条 県は、市町村及び民間団体が地域の特性に応じて、じくしま文化の日の趣旨にやさわしい取組を行なうとする場合には、必要な助言その他の協力をを行うものとする。  
(使用料等の特例)

第六条 県が設置した公の施設の使用料及び利用料金で規則で定めるものについては、当該使用料及び利用料金に係る条例の規定にかかるらず、じくしま文化推進期間のうち知事が定める日（利用料金の場合にあつては、当該公の施設の指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定める日）に限り、これを徴収しない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

県民の文化に対する関心と理解を深め、本県の優れた伝統を継承するとともに個性豊かな文化を創造し、本県の文化の振興に資するため、じくしま文化の日を設ける必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 徳島県人と人との絆を紡ぐ条例

近年、全国的に、少子高齢化の進展や一人暮らし世帯の増加等を背景に社会における人と人とのつながりが希薄となる中で、児童虐待、高齢者の孤立化、自殺、ドメスティック・バイオレンス、いじめ等が社会問題となつてゐる。

こうしたとき、東日本大震災が発生し、我が国は未曾有の被害を経験することとなるが、そうした中で互いに助け合いながら懸命に生きる被災した人々の姿や全国及び海外からの支援を受けて徐々に復興に向かつて進みつつある被災地の状況を通して、人と人との絆の大切さが改めて見直されている。

本県では、訪れる人を温かく迎えるお接待の心、阿波踊りをはじめとする人と人とのつながりを深める文化等に培われた思いやりや人と人との絆を大切にする精神が根付くことによりぬくもりのある地域社会を形成してきただが、こうした全国的な状況を踏まえ、これまで以上に家庭や地域社会において人と人との絆を紡ぎ、より良い人間関係を築く必要がある。

以上の認識の下、人と人との絆を紡ぎ、互いに助け合い、及び支え合う家庭及び地域社会の構築を促進するため、この条例を制定する。

### (目的)

**第一条** この条例は、人と人との絆を紡ぐこと（人と人との絆を形成すること）をいう。以下同じ。) に関する基本理念を定め、並びに県民の役割及び県の責務を明らかにすることにより、人と人とのつながりが希薄となつてゐる現代社会の中で県民が家庭及び地域社会において人と人との絆を紡ぐことを推進することとともに、人と人との絆を紡ぐことを全国及び世界へと広げていくための取組に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

**第二条** 人は互いに支え合つて生きており、人のつながりなくして社会生活は営めないことに鑑み、人と人との絆を紡ぐことは、県民が次に掲げる事項を基本として、それぞれの立場における役割を自覚した自主的かつ主体的な取組を進めるこことにより行われなければならない。

一 人と人との絆の大切さを改めて認識すること。

二 家庭及び地域社会で互いに助け合い、及びいたわり合うこと。

### (県民の役割)

**第三条** 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、夫婦、親子等の間で愛情を育むとともに、互いに尊重し、及び慈しみ合うことにより、心の通い合う家庭を築くよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのつとり、互いに温かい思いやりを持つて助け合い、及び支え合うことにより、安心して暮らせる地域社会の実現に努めるものとする。

### (県の責務)

**第四条** 県は、基本理念にのつとり、人と人との絆を紡ぐことを支援する施策を推進するものとする。

2 県は、人と人との絆を紡ぐことを支援する施策を推進するに当たつては、市町村及び関係団体等との連携に努めるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

人と人との絆を紡ぐことに関し、基本理念を定め、並びに県民の役割及び県の責務を明らかにすることにより、人と人とのつながりが希薄となつてゐる現代社会の中で県民が家庭及び地域社会において人と人との絆を紡ぐことを推進するとともに、人と人との絆を紡ぐことを全国及び世界へと広げていくための取組に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

# 徳島県豊かな森林を守る条例

## 目次

### 前文

第一章 総則（第一条～第八条）

第二章 森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進に関する基本となる施策（第九条～第十三条）

第三章 森林管理重点地域（第十四条～第十七条）

第四章 森林の取引等に関する届出等（第十八条～第二十一条）

第五章 雜則（第二十二条・第二十三条）

第六章 罰則（第二十四条～第二十八条）

### 附則

豊かな森林は、雨を蓄えて川をなし、その清らかな水が田畠を潤すことで、人々の暮らししが息づく美しい里山の風景を作り上げることとともに、災害から人々の命と暮らしを守り、木材などの林産物を生み出し、更には、地球温暖化を防止するなど、様々な機能を有している。

私たちは、このように豊かな森林からもたらされる数々の恵みを受けながら、幾世代にわたって森の文化や木の文化を育み、社会経済を発展させてきた。

しかしながら、林業の衰退や森林所有者の高齢化の進行などの社会経済情勢の大きな変化の中で、森林を守り育てるという人間の営みが十分に行われなくなり、森林の放置や荒廃が進み、更には、無秩序な開発などの不適正な利用が大きな災害を引き起こすのではないかという危惧が生じている。

このため、森林の有する水資源及び県土の保全機能を今一度見つめ直し、その機能を将来にわたって維持増進していくため、森林を適正に管理することとともに、無秩序な開発から守るよう努める必要がある。

ここに、私たちは、一人一人が森林に対する理解を深め、私たち自身の手で森林を守り育て、より豊かな状態で次の世代に引き継ぐことを決意し、この条例を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進に関し、基本理念を定め、県、県民、森林所有者等及び事業者者の責務を明らかにするとともに、森林の適正な管理を推進し、森林の適正な利用を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、本県の豊かな森林を現在及び将来にわたって守り、次の世代に引き継ぐことを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 森林 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する森林をいう。

二 森林所有者等 県内に存する森林の土地について、所有権、地上権、地役権、賃借権又は使用賃借による権利（以下「所有権等」という。）を有する者をいう。

(基本理念)

**第三条** 森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進は、県、市町村、県民、森林所有者等及び事業者がそれぞれの立場を理解し、役割を果たすとともに、相互の連携及び協力の下に、継続して行われなければならない。

(県の責務)

**第四条** 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進に関する施策を計画的かつ総合的に実施するものとする。

2 県は、森林の有する水資源及び県土の保全機能が持続的に発揮できるよう、将来にわたって森林の整備及び保全に努めなければならない。

(市町村との連携等)

**第五条** 県は、市町村が実施する森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進に関する施策に対して、連携協力するとともに、必要があると認めるとときは、市町村に対し、県が実施する施策への協力を要請するものとする。

(県民の責務)

**第六条** 県民は、基本理念にのつとり、森林の有する水資源及び県土の保全機能に関する理解を深め、県及び市町村が実施する森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(森林所有者等の責務)

**第七条** 森林所有者等は、基本理念にのつとり、森林の有する水資源及び県土の保全機能の重要性を深く認識し、森林の適正な保全に努めるとともに、県及び市町村が実施する森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

**第八条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのつとり、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進について十分配慮するとともに、県及び市町村が実施する森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

**第一章 森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進に関する基本となる施策**

(施策の基本方針)

**第九条** 県は、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進に資するため、森林が健全で良好な状態に保たれるよう、森林の有する水資源及び県土の保全機能の重要度に応じた適正な土地の管理及び利用の確保に努めるものとする。

2 県は、林業、木材産業その他の森林に関連する産業の重要性に鑑み、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進に関する施策の推進に当たっては、これらの産業との調和を図り、これらの産業の持続的かつ健全な発展が図られるよう努めるものとする。

3 県は、森林所有者等又は事業者が適切に森林の保全及び林業生産活動を行えるよう、必要な措置に努めるものとする。

#### (協働管理)

第十条 県は、管理の行き届かないおそれがある森林の整備及び保全に当たり、県民の協力が得られるよう森林の管理の状況の把握に努めるものとする。

2 県は、県民、県民が組織する団体、企業等の多様な主体が協働して、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進を図るために活動を行えるよう、必要な措置に努めるものとする。

#### (公的管理)

第十一条 県は、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進を図るため必要があるときは、法に基づく保安林制度を活用するとともに、市町村その他規則で定める法人等による森林経営の受託による森林の管理を推進するものとする。

2 県は、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進を図るため必要があるときは、地方公共団体その他規則で定める法人等による森林の取得及び管理を推進するものとする。

#### (体制整備)

第十二条 県は、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進を図るために、第十条の規定による協働管理及び前条の規定による公的管理を推進する体制の整備に努めるものとする。

#### (普及啓発等)

第十三条 県は、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進に関する施策に対する県民、森林所有者等及び事業者の理解を促進するため、これらの者の森林に関する意識の高揚が図られるよう普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

### 第三章 森林管理重点地域

#### (指定)

第十四条 知事は、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進を図るために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定める地域を森林管理重点地域として指定することができる。

- 一 第一種森林管理重点地域 森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進を図るために、特定の行為を制限して管理すべき地域
  - 二 第二種森林管理重点地域 森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進を図るために、法に基づく計画的な林業生産活動により管理すべき地域（前号に掲げる地域を除く。）
  - 三 第三種森林管理重点地域 森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進を図るために、森林を整備し、及び保全する必要がある地域
- 2 知事は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）をしようとするときは、林業、木材産業その他の森林に関連する産業との調和に配慮するとともに、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならぬ。
- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を告示し、当該告示の日から三十日間、指定の種別及び指定をしようとする区域の案（次項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による告示があつたときは、指定をしようとする区域の森林所有者等その

他の利害関係人は、同項の規定による縦覧の期間の満了の日までに、規則で定めるところにより、指定案について、知事に意見を提出することができる。

5 知事は、指定をするとときは、その旨並びに指定の種別及び区域を告示しなければならない。

6 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

7 第二種森林管理重点地域内において、第一種森林管理重点地域又は第一種森林管理重点地域の指定が重複している場合は、第十八条第一項ただし書の規定は、適用しない。  
(指定の要請)

**第十五条** 市町村長は、森林の有する水資源及び国土の保全機能の維持増進を図るために必要があると認めるときは、知事に対し、当該市町村内の区域について指定をするよう要請することができる。

(指定の失効)

**第十六条** 第一種森林管理重点地域の指定は、当該第一種森林管理重点地域が法の規定に基づき保安林に指定されたときは、その効力を失うものとする。

2 知事は、前項の規定により第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われたときは、その旨並びにその区域及び効力が失われた日を告示するものとする。

(指定の解除)

**第十七条** 知事は、前条第一項に規定する場合のほか、指定の必要がなくなったと認めるときは又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

2 第十四条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

#### 第四章 森林の取引等に関する届出等

(土地売買等の契約の届出)

**第十八条** 森林所有者等は、森林管理重点地域内において森林の土地の所有権等の移転等を伴う契約（規則で定める契約に限る。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、規則で定めるとところにより、土地売買等の契約を締結しようとする日の九十日前（当該土地が第二種森林管理重点地域内にあり、かつ、所有権等の移転等の後における利用目的が林業に資するものであると知事が認める場合にあっては、三十日前）までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、当該土地が第三種森林管理重点地域内にあり、かつ、所有権等の移転等の対象となる土地の面積が一ヘクタール未満の場合は、この限りでない。

一 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積

三 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別及び内容

四 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転等の後における利用目的

五 土地売買等の契約を締結しようとする日

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- 一 土地売買等の契約の当事者的一方又は双方が国、地方公共団体その他規則で定める法人である場合
  - 二 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
  - 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める場合
- 3 土地売買等の契約を締結しようとする日が森林管理重点地域の指定の日から九十日以内である場合（次項に規定する場合を除く。）における第一項の規定の適用については、同項中「土地売買等の契約を締結しようとする日の九十日前」とあるのは「あらかじめ」と、「三十日前）までに」とあるのは「土地売買等の契約を締結しようとする日の三十日前までに」とする。
- 4 土地売買等の契約を締結しようとする日が第一種森林管理重点地域の指定の日から三十日以内である場合における第一項の規定の適用については、同項中「土地売買等の契約を締結しようとする日の九十日前（当該土地が第二種森林管理重点地域内にあり、かつ、所有権等の移転等の後における利用目的が林業に資するものであると知事が認める場合にあっては、三十日前）までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 5 第一項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、その事由が発生した日から十日を経過する日又は土地売買等の契約を締結する日のいずれか早い日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（土地売買等の契約を希望している場合における届出）

**第十九条** 森林所有者等は、森林管理重点地域内の土地について、土地売買等の契約を希望している場合（前条第一項の規定による届出をしている場合を除く。）には、規則で定めることにより、次に掲げる事項を知事に届け出ることができる。

- 一 当該土地の所在及び面積
- 二 当該土地の所有権等の種別及び内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（支配関係の届出）

**第二十条** 一の者が森林所有者等（法人に限る。以下この条において同じ。）の総株主又は総社員の議決権の過半数を有することその他の事由を運びて森林所有者等の財務及び事業の方針の決定を支配することとなつた場合は、当該森林所有者等は、その事由が発生した日（会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百二十四条第一項の基準日を定めている株式会社にあっては、当該基準日）から三十日以内に、規則で定めることにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 当該一の者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 当該森林所有者等の総株主又は総社員の議決権の総数及びそのうち当該一の者の議決権数
- 三 届出事由が発生した日
- 四 森林管理重点地域内に当該森林所有者等が所有権等を有する土地の所在及び面積並びに当該所有権等の種別及び内容
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、一の者又は森林所有者等が国、地方公共団体その他規則で定める法人であるときは、適用しない。

(市町村への通知等)

**第二十一条** 知事は、第十八条第一項若しくは第五項、第十九条又は前条第一項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、これらの届出の内容を関係市町村長に通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、関係市町村長に対し、第十八条第一項若しくは第五項、第十九条又は前条第一項の規定による届出に係る土地の利用に関し、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進の見地からの意見を求めることができる。

3 知事は、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進を図るために必要があると認めるときは、関係市町村長に対し、森林管理重点地域内の土地の所有又は利用の状況に關し必要な情報の提供を求めることができる。

(助言)

**第二十二条** 知事は、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進を図るために必要があると認めるときは、第十八条第一項若しくは第五項、第十九条若しくは第二十条第一項の規定による届出をした者又は第十八条第一項若しくは第五項の規定による届出に係る土地の所有権等の移転等を受けようとする者に対し、当該届出に係る土地の利用に関し、必要な助言を行うことができる。

2 知事は、前項の規定による助言を行つては、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進に関する基本となる施策について説明しなければならない。

3 第一項の規定による助言を受けた者（第十八条第一項又は第五項の規定による届出をした者に限る。）は、当該届出に係る土地の所有権等の移転等を受けようとする者に対し、当該助言の内容を伝達しなければならない。

(立木の伐採の制限)

**第二十三条** 第一種森林管理重点地域内においては、單一年度に一箇所当たり一十ヘクタールを超える皆伐による伐採をしてはならない。

(小規模林地開発行為等の届出)

**第二十四条** 第二種森林管理重点地域内において土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で規則で定める規模のもの又は水資源を採取する設備（規則で定めるものに限る。）の設置（以下これらを「小規模林地開発行為等」という。）を行おうとする者は、小規模林地開発行為等を開始しようとする日の三十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 小規模林地開発行為等の目的

二 小規模林地開発行為等を行う土地の区域（以下「小規模林地開発等区域」という。）の所在及び面積

三 小規模林地開発行為等の期間

四 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

一 法第十条の一第一項各号のいずれかに該当する場合

二 農業、林業又は漁業を営むために行つう場合

三二 前二号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

- 3 第一種森林管理重点地域の指定の際に当該第一種森林管理重点地域内において小規模林地開発行為等を行つてゐる場合における第一項の規定の適用については、同項中「小規模林地開発行為等を開始しようとする日の三十日前までに」とあるのは、「第一種森林管理重点地域の指定の日から三十日以内に」とする。
- 4 小規模林地開発行為等を開始しようとする日が、第一種森林管理重点地域の指定の日から三十日以内である場合における第一項の規定の適用については、同項中「小規模林地開発行為等を開始しようとする日の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 5 第一項の規定による届出をした者（以下「届出開発者」という。）は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 届出開発者は、小規模林地開発行為等を完了し、又は中止したときは、当該完了又は中止の日から十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（小規模林地開発等区域内における行為の制限）

**第二十五条** 届出開発者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 小規模林地開発等区域内の森林の小規模林地開発行為等の開始の際に有する水源の涵養の機能からみて、当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある行為
- 二 小規模林地開発等区域内の森林の小規模林地開発行為等の開始の際に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該小規模林地開発等区域の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがある行為
- 三 小規模林地開発等区域内の森林の小規模林地開発行為等の開始の際に有する水害の防止の機能からみて、当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがある行為

（地位の承継）

**第二十六条** 届出開発者が当該届出に係る事業の全部を譲渡し、又は届出開発者について相続、合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が一人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、当該届出開発者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により届出開発者の地位を承継した者は、当該承継の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（指導）

**第二十七条** 知事は、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進を図るために必要があると認めるときは、届出開発者に対し、当該小規模林地開発行為等に關し、必要な指導を行うことができる。

（報告の徵収及び立入調査等）

**第二十八条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十八条第一項の規定による届出をした者に対し、土地売買等の契約に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が森林の有する水資源及び県土の保全機能に及ぼす影響を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、届出開発者に対し、小規模林地開発行為等に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、小規模林地開発等区域に立ち入り、当該小規模林地開発行為等が森林の有する水資源及び県土の保全機能に及ぼす影響を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

**第二十九条** 知事は、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進を図るために必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第十八条第一項又は第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十四条第一項、第五項又は第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第二十七条の規定による指導に正当な理由がなく従わなかつた者

五 前条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 前条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(命令)

**第三十条** 知事は、前条の規定による勧告を受けた者（同条第一号又は第五号に掲げる者を除く。）が正当な理由がなく当該勧告に従わなかつたときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

2 知事は、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進を図るために必要があると認めるときは、第一種森林管理重点地域内において小規模林地開発行為等を行い、又は行つた者に対し、その判断の根拠を示して、小規模林地開発行為等の中止を命じ、又は期限を定めて復旧に必要な行為をすべきことを命ずることができる。

(公表)

**第三十一条** 知事は、第二十九条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前条第一項又は第二項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく当

該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、前二項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

## 第五章 雜則

### (市町村の条例との関係)

**第三十二条** 知事は、市町村が制定した条例の規定の内容により、当該市町村がこの条例の目的の全部又は一部を達成することができると認めるときは、当該市町村の区域について、この条例の規定（当該目的に係る部分に限る。）を適用しないこととすることができる。

2 前項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととする市町村の区域及びこの条例の規定のうち当該市町村の区域において適用しないこととする規定については、規則で定める。

### （規則への委任）

**第三十三条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第六章 罰則

**第三十四条** 第二十一条第一項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

**第三十五条** 第二十一条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第三十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第一項、第五項又は第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

**第三十七条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第三十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第十八条第一項又は第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

## 附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二章、第四章及び第六章の規定は、同年十月一日から施行する。

### 提案理由

森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進に関し、基本理念を定め、県、県民、森林所有者等及び事業者の責務を明らかにするとともに、森林の適正な管理を推進し、森林の適正な利用を図るための措置その他必要な事項を定めるにより、本県の豊かな森林を現在及び将来にわたりて守り、次の世代に引き継ぐ必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

# 徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例

## (目的)

**第一条** この条例は、振り込め詐欺及び振り込め類似詐欺（以下「振り込め詐欺等」という。）の被害が後を絶たず、県民生活に悪影響を及ぼしている現状に鑑み、振り込め詐欺等の被害の防止（以下「被害防止」という。）に關し、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、それらが必要な措置を講ずるとともに、被害防止について一人一人が学んだ成果を、人と人との絆により被害防止のための助け合いの取組へと発展させることにより、振り込め詐欺等の被害を防止し、もつて県民の財産の保全及び健全な経済活動ができる社会環境の実現に資することを目的とする。

## (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 振り込め詐欺 オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺をいう。
- 二 オレオレ詐欺 親族を装う等して電話をかけ、会社における横領金の補填金等の名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる等の手口による詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百四十六条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）をいう。
- 三 架空請求詐欺 インターネットの有料ウェブサイトの使用料金等の架空の事実を口実に現金を請求する文書を送付して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる等の手口による詐欺をいう。
- 四 融資保証金詐欺 融資を受けるための保証金の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる等の手口による詐欺をいう。
- 五 還付金等詐欺 市町村の職員等を装い、税金の還付等に必要な手続を裝って現金自動預入払出兼用機を操作させて口座間送金により現金を振り込ませる等の手口による詐欺又は電子計算機使用詐欺（刑法第一百四十六条の一の罪に当たる行為をいう。）をいう。
- 六 振り込め類似詐欺 株式の売買等の金融商品の取引、宝くじ当選番号等の特定の情報の提供、異性との交際あつせんその他これらに類する名目で、虚偽の情報を提供する等した上で、現金をだまし取る詐欺をいう。
- 七 事業者 次に掲げる者をいう。
  - イ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第二百三十二号）第二条第一項の金融機関
  - ロ 自己が所有し、又は管理する土地又は建物に現金自動預入払出兼用機を設置させている者
  - ハ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十二号）の規定による貨物自動車運送事業者（その者のために貨物運送に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者を含む。）
  - ニ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第二十一号）第二条第二項の携帯音声通

信事業者、同法第六条第一項の媒介業者等及び同法第十条第一項の貸与業者

(県の責務)

第三条 県は、被害防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、必要があると認めるときは、県民、事業者及びこれらの者が組織する団体(以下「県民等」という。)に対して振り込め詐欺等の発生状況その他被害防止に有用な情報を提供するものとする。

3 県は、市町村が実施する被害防止に関する施策に協力するとともに、市町村に対する情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、被害防止に関する県民等の関心及び理解を深めるため、効果的な広報及び啓発活動を行うとともに、県民等が行う被害防止に関する自主的な活動を支援するものとする。

(県民の役割)

第四条 県民は、振り込め詐欺等の態様が常に変化し、被害の発生が繰り返されていることを認識し、国、県、市町村等が提供する情報及び学習の機会を主体的かつ積極的に活用し、自立した消費者として、適切に行動できる力を養うものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する被害防止に関する施策に協力するとともに、事業者が被害防止に関する注意を喚起した場合は、これを踏まえた上で、適切な行動をとるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、被害防止に関する関心及び理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する被害防止に関する施策並びに県民等が行う被害防止に関する自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、商品等の流通及び役務の提供に際し、振り込め詐欺等の手段に利用されないための措置を講ずるよう努めるとともに、県民に対し被害防止に関する注意を喚起し、及び被害防止に関する広報を行うよう努めるものとする。

(通報等)

第六条 県民は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官又は事業者への通報その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

一 その言動から振り込め詐欺等の被害を受けようとしていると疑われる者を発見したとき。

二 自己又は身近な者が、振り込め詐欺等と疑われる不審な電話、郵便物等を受けたとき。

2 事業者は、前項の通報を受けたとき又は商品等の流通及び役務の提供に際し、振り込め詐欺等の被害を受けようとしていると疑われる者若しくは振り込め詐欺等に係る行為を行つていると疑われる者を発見したときは、法令の範囲内で、警察官への通報その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(被害防止のための助け合いの取組)

第七条 県民は、家族及び地域住民との間で、互いに被害防止に関する注意を喚起するとともに、家族及び地域住民が振り込め詐欺等の被害を受けるおそれがあると認めるときは、契約の締結及び現金の支払の中止を促すこと等により、被害防止に努めるものとする。

る。

## 附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

### 提案理由

振り込め詐欺等の被害が後を絶たず、県民生活に悪影響を及ぼしている現状に鑑み、振り込め詐欺等の被害の防止に関し、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、それぞれが必要な措置を講ずること等により、振り込め詐欺等の被害を防止し、もつて県民の財産の保全及び健全な経済活動ができる社会環境の実現に資する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。



## 徳島県スポーツ推進条例

徳島県は、剣山、吉野川及び県南部の海岸線をはじめとする豊かな自然を生かしたグラススキー、ラフティング、サーキtin等のアウトドアスポーツが盛んである。また、春の風物詩であるとくしまマラソンの開催や、県民に誇りと喜び、夢と感動を与えるスポーツ選手の活躍等を通して、県民のスポーツに対する関心が一層の高まりを見せている。そして、こうしたスポーツに親しみ、又はスポーツを楽しむため、広く県内外から訪れる人々を温かく迎えるお接待の文化が、本県には古くから根付いている。

このような本県の特性に加え、スポーツは、心身の健全な発達、健康の保持増進並びに体力及び運動能力の向上に重要な役割を果たす運動競技その他の身体活動であるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、特に青少年の健全な育成及び人格の形成に資するものである。

さらに、スポーツは、家族や仲間とのふれあいを生み、地域間の交流を促進し、地域の連帯感や郷土を愛する心を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。

こうした県民生活においてスポーツが有する役割の重要性等に鑑み、スポーツの推進についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、県民の理解と参画のもとに、スポーツに関する環境の整備に努め、本県のスポーツ人口の増加や競技力の向上を目指し、スポーツによる明るく豊かな県民生活を実現するため、この条例を制定する。

### (目的)

**第一条** この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びにスポーツ団体、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もつて県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第二条** 1 この条例において「スポーツ団体」とは、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。

2 この条例において「スポーツ活動」とは、スポーツを行い、指導し、若しくは観戦し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動をいう。

### (基本理念)

**第三条** スポーツの推進は、全ての県民が、少年期、青年期、壮年期、高年期等の各段階(以下「ライフステージ」という。)において、スポーツの有する意義について理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じ、身近にスポーツに親しむことができるよう行われなければならない。

2 スポーツの推進は、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう行われなければならない。

3 スポーツの推進は、青少年の体力の向上を図るとともに、公正さ及び規律を尊ぶ態度、克己心等を培い、豊かな人間性が育まれるよう行われなければならない。

4 スポーツの推進は、障がい者が積極的にスポーツに参加することができるよう、その障がいの種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ行われなければならない。

5 スポーツの推進は、県内に居住したことがあり、若しくは県内に活動の拠点を置くスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）又は県内に活動の拠点を置くスポーツチーム（以下「県のスポーツ選手等」という。）が国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に行われなければならない。

6 スポーツの推進は、世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、かつ、その交流が促進されるよう行われなければならない。

7 スポーツの推進は、県のスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高め、県民の一体感及び活力が醸成されるよう行われなければならない。

（県の責務）

**第四条** 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の役割）

**第五条** スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上のため、基本理念にのっとり、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（県民及び事業者の役割）

**第六条** 県民及び事業者は、スポーツの県民生活及び地域社会において果たす役割について、理解を深め、将来の世代への継承に配慮するよう努めるとともに、地域におけるスポーツの発展に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（関係者相互の連携及び協働）

**第七条** 県、スポーツ団体、県民及び事業者その他の関係者は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協働するよう努めるものとする。

（推進計画の策定）

**第八条** 知事は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、スポーツの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（県民のスポーツ活動への参加の促進）

**第九条** 県は、スポーツに対する県民の関心を高め、その関心、適性及び健康状態に応じたスポーツ活動への自主的な参加を促進するよう努めるものとする。

（ライフケースト等に応じたスポーツ活動の推進）

**第十一条** 県は、全ての県民が生涯にわたって、ライフケースト、体力、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しみができるよう、スポーツ活動に参加する機会の提供、地域におけるスポーツ活動を担う人材及び地域スポーツクラブ（地域の住民が主体的に運営するスポーツ団体であつて、ライフケースト、体力、技術、目的等に配慮しつつ、地域の住民に対しスポーツ活動に参加する機会を提供するものをいう。以下同じ。）の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（スポーツ施設の整備等）

**第十二条** 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るために、県が設置するスポーツ施設

(スポーツ施設の設備を含む。次項において同じ。) の整備並びに機能の維持及び改善に努めるものとする。

2 県は、県が設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を県民がスポーツ活動の場として、有效地に活用することができるよう配慮するものとする。

(心身の健康の保持増進のためのスポーツの推進)

**第十二条** 県は、県民の心身の健康の保持増進のためのスポーツを推進するため、当該スポーツに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。  
(青少年のスポーツに参加する機会の提供等)

**第十三条** 県は、青少年の心身の健全な発達及び体力の向上を図るために、青少年がスポーツに参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。  
(学校における体育の充実)

**第十四条** 県は、学校における体育の充実を図るために、体育に関する教員の資質の向上に努めるとともに、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用、環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障がい者のスポーツ活動の推進)

**第十五条** 県は、障がい者が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障がいの種類及び程度に応じたスポーツへの参加の機会の提供、障がい者のスポーツ活動に携わる人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。  
(競技水準の向上)

**第十六条** 県は、競技水準の向上を図るために、市町村、スポーツ団体等と協力し、スポーツ選手の計画的な育成、スポーツ指導者の確保及び養成、スポーツに関する医学をはじめとする科学の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。  
(スポーツを通じた地域の活性化等)

**第十七条** 県は、スポーツを通じた地域の活性化及び一体感の醸成並びに県の情報の全国への発信を図るために、県のスポーツ選手等と県民との交流又は地域スポーツクラブ相互の交流の促進、スポーツの競技会その他の催しの開催、県外からのスポーツの合宿の誘致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。  
(顕彰)

**第十八条** 県は、スポーツの競技会において特に優秀な成績を収めた者及びスポーツの推進に特に功績があつたと認められる者の顕彰を行うものとする。  
(財政上の措置)

**第十九条** 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際に策定されているスポーツの推進に関する県の計画であつて、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るためのものは、第八条第一項の規定により策定された推進計画とみなす。

### 提案理由

スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びにスポーツ団体、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もつて県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

# 徳島県消防防災人材の育成の推進に関する条例

## (目的)

**第一条** この条例は、消防団員をはじめとする地域における防災活動の担い手を持続的に確保することが困難となつてゐることに鑑み、消防防災人材の育成に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、消防防災人材の育成に関する施策の基本となる事項を定めるにより、地域の多様な主体が将来にわたくつて積極的に防災活動に参加し、地域防災力の強化が図られることを目指して、消防防災人材の育成を推進し、もつて南海トラフを震源とする巨大地震をはじめとする震災、風水害、火災等の災害から県民の生命、身体及び財産を保護することに寄与することを目的とする。

## (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- 一 消防防災人材 消防団をはじめ、自主防災組織、女性防火クラブ若しくは少年消防クラブに参加し、又はこれらの組織の活動に協力する等地域における防災活動を積極的に推進する者をいう。
- 二 自主防災組織 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百一十三号）第二条の二第一号に規定する自主防災組織をいう。
- 三 女性防火クラブ 消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十一年法律第百十号。以下「法」という。）第十八条に規定する女性防火クラブをいう。
- 四 少年消防クラブ 法第十八条に規定する少年消防クラブをいう。
- 五 地域防災力 法第二条に規定する地域防災力をいう。

## (基本理念)

**第三条** 消防防災人材の育成は、全ての県民が、各自の状況に応じた自助（県民が自らの安全を自ら守ることをいう。）及び共助（地域の住民等が互いに助け合い、地域の安全を確保することをいう。）の理念に基づく防災活動ができるることを目指して行われなければならない。

- 2 消防防災人材の育成は、県民が幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう行われなければならない。
- 3 消防防災人材の育成は、県民が協力して自らの地域を自らで守る消防団の活動への理解及び協力の促進を図ることを旨として行われなければならない。
- 4 消防防災人材の育成は、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団と連携し、及び協力して行われなければならない。

## (県の責務)

**第四条** 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、消防防災人材の育成に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村、県民、自主防災組織、学校、事業者その他の関係者が実施する消防防災人材の育成に関する取組を促進するため、情報の提供、助言その他必要な支援を実施

するものとする。

(県民の役割)

**第五条** 県民は、基本理念にのっとり、消防防災人材の育成が地域防災力の維持及び向上に寄与することについて理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する消防防災人材の育成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、自らが地域における防災活動の担い手であることを自覚し、各自の状況に応じ、地域防災力の向上に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、災害時において自らと家族の生命を守り、その被害を最小化し、被災後の生活を安定させることを目指して、家族継続計画（生活物資の備蓄・家具の固定等の家庭における防災対策、避難路の確認、家族との連絡方法その他災害時の対応についてあらかじめ定めたものをいう。）を作成するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第六条** 事業者は、その従業員の消防団員としての活動が円滑に行われるよう配慮に努めるものとする。

2 事業者は、消防団員又は自主防災組織に所属する者（以下「消防団員等」という。）である従業員の知識及び経験を当該事業所の防火対策及び防災対策に活用するよう努めるものとする。

3 事業者は、消防団員等の活動への資機材及び訓練場所の提供その他の協力に努めるものとする。

4 事業者は、地域の防災訓練への参加に努めるものとする。

(県の施策)

**第七条** 県は、市町村その他関係者と連携して、消防団の活動への理解及び協力を促進するとともに、消防団への加入の促進を支援するため、意識の啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、市町村が行う自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブその他の防災に関する組織への加入の促進を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、市町村、学校その他関係者が行う少年消防クラブの育成に関する取組を支援するため、情報の提供、技術的助言、交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

**第八条** 県は、消防防災人材の育成に関し、功績の顕著な者の顕彰に努めるものとする。

(学校における取組等)

**第九条** 県は、学校の設置者及び消防機関が連携して防火及び防災についての教育及び訓練を実施することを促進するため、情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、少年消防クラブの活動を防火及び防災についての教育及び訓練に生かすことを促進するため、学校の設置者に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、大学等の学生が、防災活動に対する理解を深め、自主的に防災活動に参加する

ことを促進するため、大学等の設置者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

**第十条** 県は、消防防災人材の育成に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

消防団員をはじめとする地域における防災活動の担い手を持続的に確保することが困難となっていることに鑑み、消防防災人材の育成に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、消防防災人材の育成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域の多様な主体が将来にわたって積極的に防災活動に参加し、地域防災力の強化が図られることを目指して、消防防災人材の育成を推進し、もつて南海トラフを震源とする巨大地震をはじめとする震災、風水害、火災等の災害から県民の生命、身体及び財産を保護することに寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



# 徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例

## (目的)

**第一条** この条例は、インターネットの普及に伴い、その不適切な利用によって、青少年がいじめや犯罪の被害に遭い、又は他人に心身の苦痛をもたらす情報を発信するおそれが拡大していることに鑑み、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得及び有害情報による青少年の被害の防止に關し、基本理念を定め、県、保護者及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策その他必要な事項について定めることにより、青少年によるインターネットの適切な利用を推進し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

## (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 十八歳に満たない者をいう。
- 二 保護者 親権者、未成年後見人、寄宿舎の管理人その他の者で、青少年を現に保護監督するものをいう。
- 三 インターネットを適切に活用する能力 主体的にインターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力をいう。
- 四 有害情報 インターネットの利用により得られる情報であつて、その内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものをいう。
- 五 事業者 端末設備を公衆の利用に供する者、特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者その他インターネットの利用に關係する事業を行ふ者をいう。
- 六 フィルタリング インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。

## (基本理念)

**第三条** 青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得及び有害情報による青少年の被害の防止を図るための取組は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 青少年自らが、インターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう教育を行うこと。
- 二 青少年が有害情報の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）をする機会ができるだけ少なくすること。

## (県の責務)

**第四条** 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得及び有害情報による青少年の被害の防

止を図るために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の責務)

**第五条** 保護者は、基本理念にのっとり、その保護監督する青少年に端末設備を与える際には、その時期について慎重に判断するものとする。

2 保護者は、その保護監督する青少年のインターネットの利用状況について、日常の会話を通じて継続的に把握し、当該青少年に対してインターネットを適切に活用する能力に関する教育を行い、及び有害情報による当該青少年の被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 保護者は、その保護監督する青少年が端末設備によりインターネットを利用するに当たっては、当該青少年による有害情報の閲覧を防止するため、ファイルターリングの機能を利用せるよう努めなければならない。

4 保護者は、前二項の措置を講ずるために必要な知識及び能力の習得に努めなければならない。

(事業者の責務)

**第六条** 事業者は、県の施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、徳島県青少年健全育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号）第十五条の一第一項及び第二項に定めるところにより、インターネットの利用環境の整備に努めなければならない。

(県の施策)

**第七条** 県は、青少年、保護者及び県民に対し、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得及び有害情報による青少年の被害の防止を図るための知識の普及、情報及び学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、関係機関、事業者及びインターネットの利用に関する活動を行う民間団体と連携し、社会教育及び家庭教育における青少年のインターネットを適切に活用する能力に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の取組)

**第八条** 青少年は、インターネットを適切に活用する能力の習得に努めるとともに、インターネットを利用するに際しては、有害情報の閲覧をすることなく、かつ、日常生活に著しい支障が生ずる程度に過度に利用しないよう努めなければならない。

(学校における教育の充実)

**第九条** 県は、県が設置する学校の児童及び生徒に対してインターネットを適切に活用する能力に関する教育を実施するとともに、有害情報による児童及び生徒の被害の防止を図るよう努めなければならない。

2 県は、学校における青少年のインターネットを適切に活用する能力に関する教育の充実を図るため、関係教員の資質の向上に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成一十七年四月一日から施行する。

提案理由

インターネットの普及に伴い、その不適切な利用によって、青少年がいじめや犯罪の被害に遭い、又は他人に心身の苦痛をもたらす情報を発信するおそれが拡大していることに鑑み、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得及び有害情報による青少年の被害の防止に関し、基本理念を定め、県、保護者及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策その他の必要な事項について定めることにより、青少年によるインターネットの適切な利用を推進し、もつて青少年の健全な育成を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



# 徳島県議会選挙区等検討委員会 結果報告書

平成26年3月

## I 選挙区等検討委員会の設置

本検討委員会は、県議会議員一般選挙を来年4月に控え、前任期において決定した徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、検討を行う必要があることを受け、地方自治法第100条第12項に規定する「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として位置づけ、徳島県議会会議規則第128条第2項の規定に基づき、平成24年10月12日に臨時的に設置され、計13回の検討委員会を開催した。

## II 議員定数に関する意識調査の実施

議員定数等に関しては、前任期において、中山間過疎地域への配慮の必要性等から「各選挙区について現状を維持」、「議員定数及び各選挙区で選挙すべき議員の数は現状維持」することが決定されるとともに、県を取り巻く厳しい行財政環境にも配意し、「議員削減効果と同等以上の議員報酬、政務調査費の削減」を実施した。

今回、当時の判断を踏まえた県議会議員の定数等の検討を行うにあたり、まずは「県民の皆様の民意はどこにあるのか」を把握することを目的とした意識調査を実施した。

その結果、3,977件（うち有効回答数3,722件）と、多数の回答が寄せられた。

（別冊「議員定数に関する意識調査報告書」参照）

調査地域 徳島県全域

調査対象 徳島県内在住の20歳以上の県民

調査期間 平成24年12月16日～平成25年3月31日

### III 検討の経緯及び概要

#### 1 第1回検討委員会（平成24年10月12日）

- (1) 委員長・副委員長を選出。
- (2) 検討委員会の今後の運営について協議。
- (3) 議員定数に関する意識調査の実施について協議。
- (4) 今後のスケジュールについて協議し、検討結果の報告を、平成26年2月定例会の会長・幹事長会で行うことを確認。

#### 2 第2回検討委員会（平成24年11月9日）

- (1) 議員定数に関する意識調査の全国状況について、事務局から説明を聴取。
- (2) 議員定数に関する意識調査（案）について協議。

#### 3 第3回検討委員会（平成24年11月26日）

- (1) 議員定数に関する意識調査の実施方法等について協議し、実施を決定。

#### 4 第4回検討委員会（平成25年5月28日）

- (1) 議員定数に関する意識調査の結果速報値について、事務局から説明を聴取。

5 第5回検討委員会（平成25年6月28日）

- (1) 議員定数に関する意識調査報告書について、事務局から説明を聴取。

6 第6回（平成25年9月25日）

- (1) 選挙区に係る関係法令（地方自治法、公職選挙法）等について、県地方振興総局から説明を聴取。
- (2) 公職選挙法の改正の動向について、事務局から説明を聴取。

7 第7回検討委員会（平成25年10月21日）

- (1) 公職選挙法の改正法案及び全国の検討状況等について、事務局から説明を聴取。

8 第8回検討委員会（平成25年11月26日）

- (1) 全国の検討状況等、徳島県議会議員の選挙区別定数の配当に関する調べ及び徳島県議会選挙区等検討委員会結果報告書（平成22年3月12日）について、事務局から説明を聴取。

9 第9回検討委員会（平成25年12月19日公開）

- (1) 選挙区及び定数について、各会派から会派内の様々な意見を発表し、意見交換。
- (2) 全国の検討状況及び公職選挙法の改正動向について、事務局から説明を聴取。

10 第10回検討委員会（平成26年2月10日）

- (1) 選挙区及び定数について、各会派から会派内の意見集約案を発表し、質疑。
- (2) 全国の検討状況及び公職選挙法の改正概要について、事務局から説明を聴取。

11 第11回検討委員会（平成26年2月17日）

- (1) 選挙区及び定数の各会派案について、持ち帰り検討した意見を発表し、意見交換。

12 第12回検討委員会（平成26年3月3日）

- (1) 平成26年2月定例会中に当検討委員会としての結論を出すことについて確認。
- (2) 選挙区及び定数について協議し、意見の一致に至らず、各会派案を併記した報告書を作成することを決定。

13 第13回検討委員会（平成26年3月10日）

- (1) 結果報告書（案）を協議の上、決定。

#### IV. 主な論点

検討委員会の議論の過程における主な論点を、次の3点としてまとめた。

##### 論点1：人口比例と地域間の均衡の考慮について (議員定数に関する意識調査の結果の取扱いについて)

公職選挙法第15条第8項には、「議員の数は人口に比例して定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし地域間の均衡を考慮して定めることができる。」とされており、今期に実施した「議員定数に関する意識調査の結果」は、「中山間過疎地域への配慮の必要性等」

を考慮した前任期の県議会の判断は、間違っていなかったことを示しているだけではなく、現時点においても、中山間過疎地域では「現行の選挙区がなくなること」や「議員定数の削減」に対する不安感、危機感を持っている方が大勢いることから、こうした住民の意識を踏まえ、急激な人口減少にさらされている中山間過疎地域の選挙区の定数は守るべきという意見があった。

一方で、「内容は理解できるが、人口による議員の配分が、まず基本にある。」といった意見もあった。

また、オブザーバーからは、意識調査の結果は、「一票の重みがアンケートに示されていなかったので、アンケート結果を参考にしたくない。」「現行の選挙区の状況を前提としたアンケートの取り方をすれば、当然このような結果になることは、ほとんどの方は予想できた。」等とし、議員定数の配分は人口の比例を原則とするべきとの意見があった。

## 論点2：一票の格差について

憲法第14条「法の下の平等」を根拠として「一票の格差」を判断する国政選挙と異なり、都道府県議会議員選挙の「一票の格差」は、議員の選挙区設定等の具体的な基準が、公職選挙法第15条に明確に示されている。最高裁判所においても、その判例において、県議会議員選挙の「一票の格差」を、公職選挙法を根拠に「特例選挙区が無くても較差が3倍を超えることがあり得る」とされている。このことから、本県議会議員の選挙区間の1票の格差については、最高裁判決に照らし合わせても許容できる範囲内と考えられるという意見があった。

一方で、「人口格差が3倍以内で心配ないとの意見があるが、

やはり一票の格差は基本的に解消する方向で考えるべき。」との意見もあった。

また、オブザーバーからは、「一票の格差というものは、非常に重いものであり、解消すべき。」「衆議院議員選挙では「一票の格差」が2倍を超えている状態を違憲とする判決も出ている。地方議会と国政は違うというが、一票の重みに対する選挙の理念は、そんなに変わらないと思う。」等の意見もあった。

### 論点3：定数削減の幅について

定数の削減については、議員1人当たりの人口を全国と比較して、本県の議員数が多すぎるという意見もあるが、確かに本県の議員1人当たりの人口は約19,000人であり、全国平均の約39,500人と比べて少ないが、全国平均の中には東京都の約104,000人、大阪府の約81,000人等が含まれており、大都市部を含めた全国平均と過疎で田舎の徳島県議会を比べるのは無理がある。人口のよく似た県の定数を見ながら、慎重に見極めなければならない。面積は考慮しないとの意見もあるが、全く考慮しないのは如何なものか。例えば、那賀町の面積はとても広く、人口は少ないため、人口密度は約13人／km<sup>2</sup>であり、わずか13人で1km<sup>2</sup>を守っているが、北島町は約2,500人で守っている。どちらが守るのが大変かということも考えなければならない。今後、本県の将来を見据え、県民にとってよりよい選挙区及び定数となるよう更なる検討を行う必要があるが、選挙区設定等の検討にあたっては、改正公職選挙法の国の検討状況や他の都道府県の選挙区設定の動向、選挙区設定後のメリット、デメリットを時間をかけて慎重に見定めることが必要との意見があった。

なお、「あまり過度に急激に議員を削減してしまうと、地域における事情、課題等々が県議会に上がりにくい地域ができる。」「前任期で課題となった選挙区は、合区すべき。」との意見もあった

また、オブザーバーからは、「議員定数は、行政をチェックする機能の確保、県民の多様な意見をより正確に反映させることができる規模が必要。」と現状維持を求める意見のほか、「アンケートで多くの方々が議員定数をもっと減らすべきとの意見であったこと、徳島県議会の議員1人当たりの人口が、都道府県議会の全国平均の半分にも満たないこと等から、議員1人当たりの人口が愛媛県並の約29,000人となる総定数27人まで削減。」「H27は選挙区、H31は定数をそれぞれ見直し、最終的には4常任委員会が平行して議論をするのに必要な議員数である30人程度まで削減。」「合区は最低限すべき。」等、選挙区の区域の再編を含む、大幅削減の意見もあった。

## V むすび

本検討委員会は、意見集約に向けた議論を重ね、平成26年2月定例会中に当検討委員会としての結論を出すことについての合意は得られたものの、意見の一致に至らず、最終的な各会派の意見は、別表（会派の選挙区・定数の改正案）のとおりである。

## 別表：構成員が所属する会派の選挙区・定数の改正案

選挙区	自由民主党・県民会議			明政会		新風・民主クラブ	
	定数	定数	区域等	定数	区域等	定数	区域等
徳島	11	10	△1	10	△1	11	
名西	2	2		2		2	
鳴門	3	3		3		3	
小松島・勝浦	3	3		3		3	
阿南	4	4		4		4	
那賀	1	1		1		2 那賀と海部を合区 △1	
海部	2	2		2			
吉野川	2	2		2		2	
阿波	2	2		2		2	
美馬第一	2	2		2		2 美馬一と美馬二 を合区 △1	
美馬第二	1	1		1			
三好第一	2	2		2		2 三好一と三好二 を合区 △1	
三好第二	1	1		1			
板野	5	4	△1	4	△1	4	△1
選挙区数	14	14	現状維持	14	現状維持	11	△3
総定数	41	39	△2	39	△2	37	△4

※注1) 選挙区の順は、条例の順とは異なります。

# オブザーバーが所属する会派の選挙区・定数の改正案

選挙区	日本共産党		公明党県議団		みんなの党		日本維新の会		和の会	
	定数	区域等	定数	区域等	定数	区域等	定数	区域等	定数	区域等
徳島	11	①定数は、41議席から削減せず、人口比例を基本とする。	11		9	△2	7	△4	13	徳島と名西を合区 H31:10 (Δ3)
名西	2		2		1	△1	1	△1		
鳴門	3	②1人区は廃止し、多様に声が反映できる区割りとすること。 ③徳島選挙区は削減しない。	3		2	△1	2	△1	7	鳴門+松茂町+北島町+藍住町 H31: 5 (Δ2)
小松島・勝浦	3		3		2	△1	2	△1	3	H31: 2 (Δ1)
阿南	4		5	阿南と那賀を合区±0	3	阿南と那賀を合区△2	3	阿南と那賀を合区△2	7	阿南と那賀と海部を合区
那賀	1									
海部	2		2		1	△1	1	△1		H31: 5 (Δ2)
吉野川	2		2		2		2		2	H31: 2 (±0)
阿波	2		2		2		2		3	阿波+板野町+上板町 H31: 3 (±0)
美馬第一	2		3	美馬一と美馬二を合区±0	2	美馬一と美馬二を合区△1	2	美馬一と美馬二を合区△1	3	美馬一と美馬二を合区 H31: 2 (Δ1)
美馬第二	1									
三好第一	2		2		2	三好一と三好二を合区△1	2	三好一と三好二を合区△1	3	三好一と三好二を合区 H31: 2 (Δ1)
三好第二	1		1							
板野	5		4	△1	4	△1	3	△2		分割
選挙区数	14		12	△2	11	△3	11	△3	8	△6
総定数	41	41 現状維持	40	△1	30	△1 1	27	△1 4	41	H31:31(Δ10)

※注1) 選挙区の順は、条例の順とは異なります。

※注2) 和の会案の「H31」は、平成31年定数削減案。

## 徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例

### (目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定に基づき、県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定めることにより、基本計画の立案の段階から議会が積極的な役割を果たし、もって実効性の高い基本計画の策定を図るとともに、県民の視点に立った透明性の高い県行政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において「基本計画」とは、次に掲げる計画をいう。

- 一 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画
  - 二 前号に掲げるものほか、県民生活に関係が深く、かつ、県行政の運営上特に重要なと認められる分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画
- (議会の議決等)

第三条 知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)は、基本計画の策定又は変更(次に掲げる事項に係るものに限り、その内容が軽微であるものを除く。以下同じ。)をするに当たっては、次に掲げる事項(変更の場合にあっては、当該変更に係る部分に限る。)について、議会の議決を経なければならない。

- 一 基本計画の推進に係る基本構想に関すること。
  - 二 基本計画の計画期間に関すること。
  - 三 基本計画の実施に關し必要な政策及び施策のうち重要なものに関すること。
- 2 知事等は、基本計画の廃止(基本計画の計画期間の満了に伴うものを除く。以下同じ。)をするに当たっては、その旨について、議会の議決を経なければならない。
- 3 知事等は、第一項の議決を経て基本計画の策定又は変更をしたときは当該基本計画を、前項の議決を経て基本計画の廃止をしたときはその旨を、速やかに公表するものとする。

### (立案の過程における報告等)

第四条 知事等は、基本計画の策定又は変更をしようとするときは、その立案の過程において、基本計画の策定の目的又は変更の理由及びその案の概要を議会に報告するものとするに、公表し、県民等の意見が基本計画に反映されるよう必要な措置を講じるものとする。

- 2 知事等は、基本計画の廃止をしようとするときは、あらかじめその旨及び廃止の理由を議会に報告するものとする。

### (知事等への意見)

第五条 議会は、県行政の推進のために新たに基本計画を策定する必要があると認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

- 2 議会は、社会経済情勢の変化等の理由により、基本計画の変更又は廃止が必要と認めるとときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

### 附 則

#### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に策定される基本計画について適用する  
◦ ただし、当該基本計画のうち同日以後最初に招集される定例会において第三条第一項  
◦ の規定による議決を経ようとするものについては、第四条第一項の規定は、適用しない
- (経過措置)
- 3 前項本文の規定にかかるらず、この条例の施行の際に策定されている計画のうち、  
いけるよ！徳島・行動計画は第一条第一号に掲げる基本計画と、次に掲げる計画は同条  
第二号に掲げる基本計画とみなして、第二条及び第四条の規定（策定に係る部分を除く  
◦ ）並びに第五条第二項の規定を適用する。
- 一 徳島県男女共同参画基本計画（第一次）  
二 徳島県教育振興計画  
(徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正)
- 4 徳島県議会の議決すべき事件を定める条例（昭和五十四年徳島県条例第一十五号）の  
一部を次のように改正する。  
「基づき」の下に、「別に定めるものほか」を加える。

## 徳島県議会と四国大学との連携に関する協定書

徳島県議会（以下「甲」という。）と四国大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、県民を代表し県政の意思決定を行う甲と、学術の中心として知的資源が集積する乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、様々な地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材の育成に資することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携し協力することに努める。

- (1) 甲の政策形成及び調査・研究に関すること。
- (2) 乙の人材育成及び教育・研究環境の充実に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じて協議を行う。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までにいずれか特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年更新されたものとし、その後も同様とする。

### （疑義の処理）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

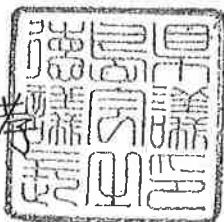
平成24年7月9日

甲 徳島県議会

乙 四国大学

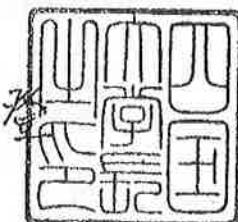
議長

桙本



学長

福岡



## 徳島県議会表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この表彰は、徳島県内の学校に在籍する児童、生徒及び学生（団体を含む。）のうち、スポーツ・文化芸術活動等において、その成績が特に顕著なものと認められることによって、徳島県の次代を担う人間性豊かな若者の健全育成を図ることを目的とする。

### (表彰)

第2条 徳島県議会は、次の各号の一に該当するもののうちから表彰するものとする。

- (1) スポーツの全国大会以上の大会において最優秀の成績をおさめたもの
- (2) 学芸的な全国大会以上の大会において最優秀の成績をおさめたもの

### (被表彰候補者の選考)

第3条 徳島県議會議長（以下「議長」という。）は前条の規定により表彰しようとするときは、被表彰候補者の選考について、徳島県教育委員会教育長及び各学校長（公立学校を除く。）に推薦を依頼するものとする。

2 前項の規定により推薦されたもののほか、徳島県議会議員から推薦のあった場合も被表彰候補者とする。

### (被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、前条の推薦に基づき、別に定める選考委員会による選考を経て、会長・幹事長会に諮り、議長が決定する。

### (表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品の授与をもって行う。

2 表彰は議場において行う。

### (表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年県議会2月定例会の本会議開催日に行う。

### (推薦様式)

第7条 推薦をしようとするものは、所定の様式により行うものとする。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年12月19日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年1月29日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年11月29日から施行する。